

国立大学法人奈良教育大学職務発明規則

昭和54年4月1日
制 定

全部改正 平成18年10月19日

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の教員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障するとともに、学術研究成果の社会的活用を図り、もって、学術研究の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権の対象となるものについては発明

ロ 実用新案権の対象となるものについては考案

ハ 意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作

ニ 品種登録にかかる権利の対象となるものについては育成

ホ ノウハウを対象とするものについては案出

二 「職務発明等」とは、本学が具体的に研究の遂行を業務として認定し、費用その他の支援をして行う研究等、又は本学が管理する施設設備（研究のために特別に措置した施設設備等）を利用し行う研究等に基づき、教員等が行った発明等をいう。

三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権並びに外国におけるこれらの各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利及び種苗法第9条第1項に規定する品種登録を受ける権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び同号3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権

ニ イからハに掲げる権利以外のノウハウのうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、学長が特に指定する権利

四 「発明者」とは、職務発明等をした教員等をいう。

五 「教員等」とは、本学の役員及び教職員（非常勤講師を含む。）及び本学と当該研究等に係る契約関係がある者をいう。

六 「出願等」とは、特許出願，登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続きを行うことをいう。

七 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為，実用新案法第2条第3項に定める行為，意匠法第2条第3項に定める行為，半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為，種苗法第2条第4項に定める行為，著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（委員会）

第3条 教員等の発明に係る権利の帰属等に関する審議は、学術研究推進委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。

（権利の帰属）

第4条 本学は、教員等が行った職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、教員等に帰属させることができるものとする。

（発明の届出）

第5条 教員等は、その行った研究の成果が発明に該当すると認めるときは、発明届出書（別紙様式第1）により、速やかに学長に届け出るものとする。

2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該教員等に受理した旨を通知するものとする。

（権利の帰属の決定）

第6条 学長は、届出のあった発明について、委員会の議に基づき、発明に係る特許を受けられる権利を継承するか否かの決定を行うものとする。この場合、学長は、届出のあった日から起算して40日以内に当該決定を行うものとする。

2 学長は、前項の規定による決定をしたときは、その旨を当該教員等に通知するものとする。

（譲渡証書の提出）

第7条 教員等は、届出をした発明に係る特許を受ける権利を本学が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、譲渡証書（別紙様式第2）にその他必要な書類を添えて速やかに学長に提出するものとする。

2 前項の規定は、本学と発明者が知的財産権を共有する場合においても適用するものとする。

（不服の申立て）

第8条 教員等は、第7条第1項による本学の決定に不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、不服の申立てることができるものとする。

2 学長は、前項の申立てがあったときは、委員会の意見を聴取したうえで、不服申立ての当否を決定するものとする。

3 学長は、前項の決定をしたときは、当該発明者及び委員会に通知するものとする。

(任意譲渡)

第9条 教員等からの届出による発明等について、学長が職務発明等に該当しないと決定した場合に、発明者から知的財産権を本学に譲渡する申し出があったときは、学長は、委員会の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する権利の譲渡については、第6条及び第7条の規定を準用する。

(出願)

第10条 学長は、前条の規定による届出があったときは、委員会に対し、当該発明等に関する審査を諮問し、その報告に基づき職務発明等の該当の当否、本学が承継するか否か、承継する場合の本学の持分割合等を決定するものとする。

2 学長は、前項の決定を行ったときは、当該教員等に通知するとともに、速やかに出願等を行うものとする。

3 出願に関する一切の手続きは本学が行い、発明者は出願後の手続きの補正等について本学の行う決定に従うものとする。ただし、発明者は、本学から出願手続き、第三者からの異議申し立て等に対する協力を要請されたときは、これに応じなければならない。

4 発明者は、職務発明等に係る知的財産権を本学と発明者が共有するときは、共同して出願を行うものとする。

5 前項に規定する出願に要する費用及び権利保持に要する費用は、本学と発明者がそれぞれの知的財産権の持分割合に応じて負担するものとする。

6 発明者は、知的財産権を外国で受けることを希望するときは、譲渡証書(別紙様式第2)にその旨を記載するものとする。

(制限行為)

第11条 教員等は、学長が当該発明等を職務発明等でないと決定し、又は職務発明等であるがその権利を本学が承継しないと決定した後でなければ出願等をし、又は発明等の権利を第三者に譲渡できないものとする。

(補償の支払)

第12条 本学は、本学が次に掲げる場合において知的財産権を取得したときは、当該知的財産権に係る発明等をした教員等に対し、委員会の議を経て、補償金を支払うものとする。

一 本学が発明等を承継し、出願等をしたとき。

二 本学が承継した発明等が、出願等の所定の手続きにより登録されたとき。

2 本学は、本学がその所有する発明等又は知的財産権の実施若しくは処分により収益を得たときは、当該発明等又は知的財産権に係る発明等をした教員等に対し審査委員会の議を経て、補償金を支払うものとする。

(共同発明者に対する補償)

第13条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する教員等が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(転退職者又は死亡したときの補償)

第14条 第12条及び前条の補償金を受ける権利は、当該権利にかかわる教員等が退職又は転職した後も存続するものとする。

2 前項の権利を有する教員等が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継するものとする。

(発明者の自己実施権の放棄)

第15条 本学と発明者が共有する知的財産権が、学外との共同研究又は受託研究（以下「共同研究等」という。）の成果であって、発明者と共同研究等の相手方との共有に係る場合は、発明者は、研究活動に使用するときを除いて当該知的財産権に係る自己実施権を放棄するものとする。

(知的財産権の実施)

第16条 本学と発明者が共有する知的財産権について、本学が、共同研究等の相手方及び第三者（以下「当該第三者」という。）に対して次の各号に掲げる行為を行おうとするときは、特段の事由がない限り、発明者は、これに同意するものとする。

一 持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定するとき。

二 専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾するとき。

2 本学は、前項に掲げる行為を行う場合、当該第三者が次項に規定する契約を発明者と締結することを規定した契約を、当該第三者と締結しなければならない。

3 前項の規定に基づき当該第三者が発明者と締結する契約には、次の各号に掲げる内容を定めるものとする。

一 譲渡、専用実施権の設定、又は通常実施権の許諾された知的財産権が実施された場合、発明者の持分に応じた実施料が支払われること。

二 譲渡又は専用実施権の設定が行われた知的財産権について、権利の侵害又は侵害とみなす行為が行われた場合には、当該譲渡又は当該専用実施権の設定を受けた者は、適切な対応（そのための経費の負担を含む。）をとり、発明者はこれに協力すること。

三 譲渡、専用実施権の設定又は通常実施権の許諾を受けた者は、公序良俗に反するおそれがあること並びに法令違反及びそれに準ずることを行わないこと。

(遵守事項)

第17条 教員等及び委員会の委員並びに関係者は、当該発明等の内容等について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、本学と教員等が合意の上公表する場合及び本学又は教員等の責によらずして公知となった場合は、この限りでない。

(退職後の取扱い)

第18条 教員等が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、この規則によるものとする。

(外国出願の取扱い)

第19条 この規則は、外国の知的財産権を対象とする発明等に関してもこれを準用する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年10月19日から施行する。

2 奈良教育大学発明規程（昭和54年4月1日制定）は、廃止する。

別紙様式第1

発 明 届 書

平成 年 月 日

国立大学法人
奈良教育大学長 殿

発 明 者
所 属
氏 名 印

この度、研究の成果が発明等に該当すると認められますので、下記のとおり必要事項を記載し、お届けします。

記

1. 発明等の名称
2. 発明等の内容
3. 研究課題
4. 本学から受けた特別研究経費の名称及び金額
5. 本学より特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備の名称

譲 渡 証 書

平成 年 月 日

住 所 奈良市高畑町
譲受人 国立大学法人
奈良教育大学長 殿

住 所
譲渡人 印

下記の発明等に関する知的財産権を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

1. 発明等の名称

2. その他